

ましいとされており、日振動ばく露量の値から長い時間の作業が許される場合であっても、これまでの経緯を踏まえて相当程度の作業時間抑制に取り組むものとするのが適当である。

イ 週振動ばく露量

週振動ばく露量による振動ばく露評価は、EUの物理要因（振動）指令第10条の規定を踏まえ、現在、英国において例外的な措置として取り入れられている考え方であるが、日振動ばく露量A(8)による振動ばく露評価のみでは、現実的でない場合には、このような考え方も参考にしつつ、週振動ばく露量による振動ばく露評価を限定的に導入することも考えられる。

第8 今後の課題関係

1. 対象工具及び対象業務の検討等

工具は多種多様化してきており、かつ、技術も進歩していることから、工具に関する最新の実態を調査し、その結果を踏まえ、表示対象工具等の見直しを含めた検討を行う必要がある。

2. 振動ばく露に関する新しい基準等の定着

振動ばく露に関する新しい基準等に基づく作業管理が適切に行われるためには、工具本体に振動の強さが表示されること、日振動ばく露対策値及び日振動ばく露限界値を踏まえて作成された作業管理計画に基づき日々の作業管理が実施されること、工具の整備点検等適切な保守管理が実施されること等が重要である。このため、これら対策が適切に実施され、振動ばく露に関する新しい基準等を定着させるための必要な対策の実施が求められる。

第9 その他

事業者による自主的な安全衛生活動を促進し、工具の使用による危険又は健康障害の一層の防止を図るため、工具を製造又は輸入する者及び工具を労働者に使用させる事業者は、法第3条第2項及び法第28条の2第1項の規定を受け、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月10日付け公示第1号）」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日付け基発第0731001号）」に示された措置を講ずるよう努めることが重要である。

振動障害等の防止に係る対策の実施に当たっては、本報告による作業管理等とともに、その推進が図られることを期待するものである。